

「学校いじめ防止基本方針」(平成30年度改訂)

山都町立矢部中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命に関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

この基本方針は、「いじめ防止対策基本法」に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び熊本県、山都町の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校がいじめの防止等(いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処)のための対策を推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。

したがって、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。

そのため、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

加えて、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、熊本県や山都町、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

<いじめ防止等のための基本的な方針 H29 文科省より>※下線は変更された部分

- ・「いじめ」の判断・・・表面的・形式的に判断するのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極める必要がある。
- ・いじめの認知・・・特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を(法22条)活用して行う。

- ・「一定の人的関係」・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団等、生徒間の人的関係
- ・「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか、金品をたかられる、隠される、嫌なことを無理矢理させられたりする等を意味する。
- ・けんかやふざけ合い・・・見えない所で被害が発生している場合があり、背景にある事情調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・インターネット・・・悪口を書かれたことを知らない生徒がいた場合など、本人の苦痛に至っていないケースでも、加害行為を行った生徒に適切な対応が必要。
- ・いじめへの指導・・・全てが厳しい指導を要するとは限らない。好意を持った行為が意図せず相手を傷つけたがすぐに謝罪をし、教師の指導によらずして再び良好な関係を築けた場合等では、「いじめ」の言葉を使わず指導するなど柔軟な対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が規定するいじめに該当するため、事案を対策組織へ情報共有することは必要になる。

想定される具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※犯罪行為など直ちに通報が必要なものが含まれる。教育的配慮、被害者の意向への配慮のうえ、警察と連携した対応が必要である。

3 いじめの理解

- いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。
- 大人も子どもも、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- 嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある（※）。また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

※国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（2013-2015） ＜対象：小4～中3＞

→暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）

「被害経験が全くない」・・・約1割 「加害経験が全くない」・・・約1割

4 いじめの防止に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- 根本的ないじめの問題克服のために、すべての生徒を対象とした未然防止の働きかけを行い、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等の推進により、豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- 教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくり（※）を進める。
- 自他の意見に相違があっても、互いを認め合い建設的に調整・解決していく力や、自分の言動が相手や周りに与える影響を考えて行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。また、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくることで未然防止に取り組む。
- いじめの問題に取り組むことの重要性について、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進する。

※「いじめに負けない」

いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高めあうこと

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。周囲の大人が連携して生徒の小さな変化に気付く力を高めていく。
- 大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

- いじめが認知された場合は直ちに、いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒などの安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- 一つ一つの事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備する。
- いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒が、いじめられた生徒に謝罪することで終息とすることにならないようする。
- 生徒の関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで指導する。また、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく。
- すべての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進める。

(4) 家庭や地域との連携について

- 生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学級・学年懇談会や地区懇談会など PTA 活動において学校から情報を発信し、学校と家庭との連携を進める。
- 地域づくり協議会など、いじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供することで、地域社会と連携した対策を推進する。
- アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、結果を生徒や保護者、地域に伝えることで検証することができるようにする。
- より多くの大人が生徒の変化や悩みを受け止めることができるよう、あいさつ運動や地域学習などをおして地域の人々との交流の機会を設けたり、学校だよりで情報発信をしたりする。

(5) 関係機関との連携について

- 学校と山都町教育委員会、教育事務所等との連携を深め、ケース会議の開催など状況に応じて組織的に対応する。
- 学校と山都町教育委員会において必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携して取り組む。そのために、平素から、関係機関の担当者の情報交換や情報共有体制の構築に取り組む。
- 学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織（法22条）

名称	いじめ防止対策委員会	
目的	学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。	
構成	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、保健主事、人権教育主任	※必要に応じて、SSW、SC、町相談員、町福祉課担当者、県福祉課相談員、児童相談所相談員を含めケース会議を実施。
実施回数	毎学期2回、生徒指導委員会時に実施。	※重大事案発生時は即応。
内容		
①未然防止	いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり	
②早期発見・事案対処	◇早期発見のための、いじめの相談・通報を受け付ける窓口	
	◇早期発見・事案対処のための、情報収集と記録、共有	
	◇いじめに係る情報の迅速な共有、アンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断	
	◇被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の、体制・対応方針の決定と、保護者との連携などの対応	
③学校いじめ防止基本方針に基づく取組	◇取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正	
	◇いじめの防止等に係る校内研修の企画、運営	
	◇方針の実効性に関する点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）	
	◇いじめ防止の取組、いじめの相談窓口等の周知と、把握・認識状況の確認	

2 いじめの防止等に関する措置

①いじめの防止	◇生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組む。
	◇未然防止の基本として、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で活動に主体的に参加・活躍できる、授業実践、人権を尊重し合う集団づくりを行う。
	◇いじめの被害者を助けるため、傍観者とならず、学校への報告をはじめ、いじめを止めるための行動の重要性を理解させる。
	◇集団の一員としての自覚や自信を育み、ストレスを乗り越え、互いのよさや可能性を認め合える人間関係・学校風土を作る。
	◇教職員の人権感覚やコミュニケーション能力等を高め、信頼関係を築く。また、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、発言や指導の在り方に細心の注意を払う。
②早期発見	◇いじめは、大人の目に付きにくい時間・場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識する。

	◇些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確にかかわる。	
	◇いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知する	
	◇生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ	
	◇定期的なアンケートや教育相談の実施、生徒による委員会等の設置など、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える	
	◇生徒からのＳＯＳ発信や教職員への報告は、多大な勇気を要するものであることを理解し、相談等に対し迅速に対応することを徹底する。	
③いじめに対する措置	◇教職員、地方公共団体職員、保護者は、相談を受けた場合においていじめがあると思われるときは、学校への通報その他適切な措置をとるものとする（法２３条）	
	◇教職員は、生徒からの相談を受けた場合、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的対応につなげる。 ※情報の抱え込みや報告を行わないことは法に違反し得る。	
	◇教職員は、学校の定めた方法に沿って、いじめに関する情報を適切に記録する。	
	◇「いじめ防止対策委員会」で情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。	
	◇加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等の連携の下で取り組む	
	◇いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも２つの条件が満たされる必要がある。また、条件が満たされている場合でも、必要に応じ他の事情を勘案して判断する。	
	ア いじめによる行為が止んでいること	イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
	心理的、物理的（インターネットを含む）な影響を与える行為が止んでいる。（少なくとも３か月を目安） ただし、被害の重大性から長期の期間が必要と判断される場合は、「いじめ防止対策委員会」で期間を設定する。	いじめが止んでいるかを判断する時点で、被害生徒本人や保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。 解消に至らない段階では、被害生徒を徹底して守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
	いじめが「解消している」状態とは、一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察する必要がある。	

3 いじめの防止、早期発見についての年間計画

月	活動内容	備考
4	◎第1回いじめ防止対策委員会（基本方針・年間計画確認） ○PTA総会、授業参観（学級懇談会、チェックリスト配他） ○児童・保護者への相談機関の周知	・始業式・入学式 ・学級活動（学級開き） ・家庭訪問
5	○人権学習 ○生徒総会 ○職員会議（基本方針・年間計画確認、生徒理解等）	・体育大会 ・人権旬間
6	○心のきずなを深める月間 ○「命を大切に作る心」を育む指導プログラム ○心のアンケート ○hyper-QU第1回	・郡中体連大会 ・集団宿泊教室（1年） ・保育実習（3年）
7	○PTA授業参観（懇談会、情報モラルに関する講演会 他） ○教育相談 ○三者面談 ○生活アンケート ○第2回対策委員会（状況報告、進捗確認、アンケート分析） ○地区懇談会（学校からの情報発信）	・職場体験（2年） ・終業式 ・町同和教育研究大会
8	○校内研修（道徳教育、いじめ問題行動等への対応）	・郡学校人権教育研究大会
9	○職員会議（2学期のいじめ防止取組、生徒理解） ○第3回対策委員会（状況報告、進捗確認）	・始業式
10	○人権学習	・文化祭 ・町中学・高校人権講演会
11	○心のアンケート	・町同和教育授業研究会 ・人権旬間
12	○PTA授業参観（懇談会、人権教育講演会 他） ○教育相談 ○hyper-QU第2回 ○生活アンケート ○三者面談 ○第4回対策委員会（状況報告、進捗確認、アンケート分析）	・修学旅行（2年） ・終業式
1	○職員会議（3学期のいじめ防止取組、生徒理解）	・始業式
2	○人権学習 ○性教育	・人権旬間 ・高校入試
3	○生活アンケート ○教育相談 ○第5回対策委員会（反省と来年度への志向）	・高校入試 ・卒業式 ・修了式
上記以外の取組		
○あいさつ運動（生徒会、PTA） ○部活動キャプテン会議（1・2学期2回、3学期1回） ○生徒指導委員会（月2回）、学年主任会（週1回）、不登校・特別支援委員会（月2回） 人権教育推進委員会（月1回） ○スクールカウンセラーによる面談 ○ケース会議		

3 重大事態への対処

(1) 重大事案の意味について

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害（※）が生じた疑いがあると認められるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条）

※

生命、心身又は財産に内なる被害

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

相当の期間

- 年間30日を目安とする。（ただし、一定期間、連続して欠席している場合には、町教育委員会・学校の判断で迅速に着手する。）

- ◇生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあれば、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ◇児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま「いじめの重大事態ではない」と断言できないことを留意する。

(2) 報告、調査の趣旨及び調査主体について

- 学校、町教育委員会だけでなく町総合教育会議を開催し対処する。
- 学校は、町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。
- 教育委員会は、調査の主体を「町教育委員会」「学校」のどちらにするかを判断する。

学校が調査主体となる場合

ア 調査組織の設置・・・※※平時から設置しておくことが望ましい

- 第三者の参加・・・公平性・中立性の確保
専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接面識を有しないの者
- 「いじめ防止対策委員会」を母体とし、状況に応じた調査組織の設置

イ 事実関係を明確にする調査の実施

- 可能な限り網羅的に、事実関係を明確にする。
（いつ、だれから、どのような態様であったか、背景事情、人間関係、学校の対応）
 - 因果関係の特定を急がず、客観的事実関係を速やかに調査する。
 - <いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合>
 - ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先にする。
 - ・いじめた生徒に指導を行い、その行為を直ちに停止させる。
 - <いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合>
 - ・保護者の要望・意見を十分聴取し、協議の上、速やかに調査に着手する。
 - ・自殺に至った場合、同じ事態を防止するため、死に至るまでの経過を含め幅広い調査を実施する。その際、生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに配慮する。
- ※学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う姿勢を重要視する。

ウ 被害生徒及びその保護者に対する情報提供

- 調査により明らかになった事実関係の情報を提供する。
※個人情報に配慮するが、それを盾に説明を怠ることがないように留意する。
- ※調査に先立ち、調査（アンケート等）の結果を、いじめを受けた生徒やその保護者に提供することを、対象となる生徒や保護者に説明する。

エ 町教育委員会への報告（町教委から町長へ報告）

オ 調査結果を踏まえた必要な措置